

検査センターのお仕事 密着シリーズ⑫ ～簡易専用水道検査編～

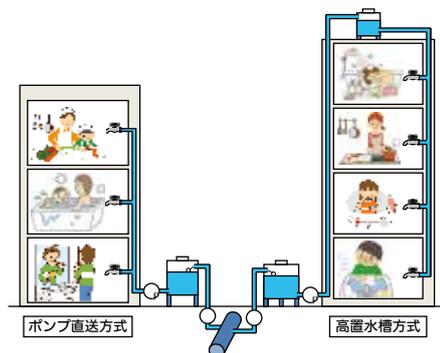
第12回目となる「お仕事密着シリーズ」、今回は施設環境課で行っている簡易専用水道検査の業務内容について紹介します。

水道水は水道事業者により、清浄な水が提供されています。しかし、簡易専用水道の施設においては受水槽に一旦水を貯めて利用者へ提供するため、適切に管理されていなければ水質基準に適合しない恐れがあります。このような理由から、設置者による適切な維持管理が行われているか検査を行います。

簡易専用水道とは

市町村の水道事業から供給される水のみを水源として、その水を受水槽に貯め給水する水道で、受水槽の有効容量が10m³を超えるものをいいます。建物の用途に定めはなく、マンション・学校・店舗・病院・事務所・ホテルなどに設置されています。

これらの施設は毎年1回以上定期的に厚生労働大臣の登録を受けた機関による検査が必要となります。



設置者の義務

簡易専用水道の設置者は法令により、以下の維持管理が定められています。

管理基準（水道法施行規則第55条）

- ①水槽の清掃を毎年一回以上定期に行うこと。
- ②水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- ③給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- ④供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

水槽の種類

水槽の種類にもいくつか在りますが、主に設置されているのは下の写真で紹介している3種類です。このほかにも鋼板製や木製（検査ではほぼ見かけません）などがあります。

ステンレス製



FRP製



コンクリート製



検査の内容

○書類の整理等・保存に関する検査

- ・貯水槽清掃記録、その他自主管理記録等
- ・給水設備の配置・系統図面

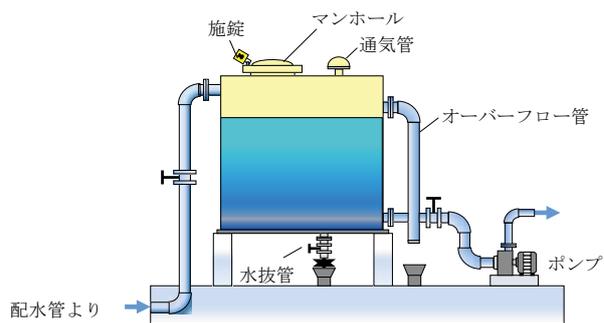
○給水栓における水質検査

- ・臭気、味、色
- ・色度、濁度
- ・残留塩素

○施設及びその管理の状態に関する検査

- ・水槽その他当該施設の中に汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無について
- ・水槽及びその周辺の清潔の保持について
- ・水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な物の有無について

(水槽周囲・本体・上部・内部、マンホール、オーバーフロー管、通気管、水抜管などの各項目ごとに詳細な判定基準が定められています。)



不適の事例

周囲の状態（雑草）



本体の状態（漏水）



上部の状態（落ち葉堆積）



内部の状態（槽内小動物）



マンホール（蓋紛失）



オーバーフロー管（管端部地中）



通気管（笠破損）



水抜管（排水間隔なし）



水質検査（残留塩素未検出）

